

いじめ防止基本方針

【令和5年4月改訂】
岐阜市立梅林中学校

【梅林中人権 5 箇条】

- ①人に流されない自分の意志を持つ
- ②「NO」と言える勇気を持つ
- ③人の良い所をたくさん見つけよう
- ④人の気持ちを考えられる人になろう
- ⑤温言温動をたくさんしよう

【平成27年度】

梅林中人権三箇条

- 一 確かな自分の意志をもとう
- 二 温言温動をたくさんしよう
- 三 仲間のよさを自分につなげよう

【令和元年度】

はじめに

本校では、平成27年度、生徒会が中心となり、「いじめがなく、仲間のことを思いやれる学校を目指したい」という願いのもと、「梅林中人権5箇条」を全校で掲げた。そして、令和元年度に岐阜市で発生したいじめ重大事案に対する反省をふまえ、生徒会が自ら生徒一人一人により意味がある宣言にするために、「身近で覚えやすく、前向きなものにしたい」と見直しを図り、「新 梅林中人権三箇条」を掲げた。

- 一 確かな自分の意志をもとう
- 二 温言温動をたくさんしよう
- 三 仲間のよさを自分につなげよう

生徒による何度かの話し合いを経て、新たな人権宣言として位置づけ、本校が大切にしている自分たちの生活を見つめていく「温言温動」の具現を図っている。

ここに定める「岐阜市立梅林中学校 いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行され、平成29年3月14日に改訂された国の「いじめ防止対策推進法」の13条、令和元年、本市の中学校3年生徒に関わるいじめの重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止対策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正を踏まえた基本方針である。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の定義に即して、いじめに該当するかどうかを判断する。生徒同士のけんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒が感じる被害性に着目し判断する。

(2) 理解

■ 「いじめ」には多様な状況があり、該当するかどうかを判断する際は、本人が否定したとしても、該当生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して、解釈されることのないように努めることが必要である。

■ 「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに関わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや SNS を通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害生徒と加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) いじめの問題に対する基本的な認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づきいじめの防止に当たる。

①「いじめは、絶対に許されない。」

■いじめた者だけでなく、同調する者や傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る。」

■いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つげにくい」

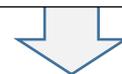
■いじめが見えてないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない。

■いじめは、一度の指導では終わらない。また、いじめは再発することも多い。様々な立場や場面から、該当生徒に対し個への指導にとどまらず、学校や学級などの集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) いじめ問題に対する教職員の基本的な構え

かけがえのない大切な一人ひとり
～誰も一人ぼっちにさせない～



【学校が全校生徒に示す4つの約束】

- ① どの子も全力で応援する
⇒ **（誰も一人ぼっちにさせない）**
- ② 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する
⇒ **（いじめはみんなで必ず止める）**
- ③ いつでもどんな相談も聞く
⇒ **（どんなことも受け止める）**
- ④ 相談されたら、その日のうちに立ち上がる
⇒ **（必ず24時間以内に問題解決に立ち上がる）**

(6) いじめ問題に対する保護者の役割

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護することが重要である。また、保護者は、学校が講じるいじめ防止等のための取組に協力するよう努めることが大切である。 法：第9条「保護者の責務」

- ①日頃から子どもとの対話を心がけ、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりしながら子どもへの支援に努める。
- ②いじめを正しく認識するとともに、子どもに対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを説明し十分理解させる。
- ③いじめが疑われるような情報を得たときは、その場で一声かけるとともに、学校へ情報提供するよう心がける。
- ④子どもがいじめをしてしまった場合は、保護者としての責任の取り方を子どもに示すチャンスととらえ、被害生徒と保護者に謝罪するとともに、子どもにその重大さについて諭すように心がける。

(3) 生命や人権を大切にす指導

《豊かな心の育成》

道徳科の時間を充実させるとともに、自己を見つめ、他を思いやる心を育てることや、仲間とともに主体的に自分の生き方を見つめ、生活を切り拓いていく力を育てる。

(4) 全教育活動を通した指導

《自己指導能力の育成》

生徒が自己存在感を味わうことのできる学校経営の充実に努めると共に、自らの判断とその行動に責任をもてる力を育成するため、帰りの会に「スマイルタイム」を位置付け、互いによさや値うちをみつめ、感謝の心をもてるように「温言温動」を実感させる。

また、共通理解・共通行動のもとにいじめなどの問題行動に対する迅速な指導と、共感

①子どもがいじめを受けた場合は、学校等と相談しながら子どもの心に寄り添い、乗り越えられるように支援する。

⑥日頃からスマートフォン等の正しい使用について親子で話し合いをもち、ネット上の誹謗・中傷等を絶対しないよう家庭での約束づくりに努める。

2 いじめの未然防止のための取組

自己肯定感や有用感を高める取組

(1) 魅力ある学級・授業づくり

《「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力、自浄力等を育成する指導、共同学習等》

- 互いの存在を認め合い、存在感や所属感を味わえる居場所（集団）づくりを推進していく。
- 生徒が「わかった」「できた」という充実感を味わうことができる共同学習を取り入れた授業づくりを推進していくことや、授業と関連付けた課題等による家庭学習の「自学」を定着させていく。このことは、学習習慣を確立させるとともに、確かな学力を定着させて、思考力や判断力を高め、いじめを見逃さない日を軸としていじめを防止する行動力を育てていくことになる。
- 自分たちの生活をより良いものしていく生徒会活動の充実を図る。（常時活動の充実、いじめを見逃さない日、いじめ防止強化週間に向けた取組等）

(2) 安心感を生み出す指導

《仲間関係の構築、規範意識の確立、見守りと見届け体制の整備》

- 問題行動等に立ち向かう教師の姿、全職員が共通理解のもと行動する。
- スマイルタイムで仲間の言動で笑顔になれた場面を交流し（温言温動）、自己有用感と肯定感を高めると共に、自分や仲間のよさを認め合える指導を通して、より安心して生活できる環境をつくりあげる。

的生徒理解のもと、生徒に寄り添い、いじめの未然防止に努める。

(5) インターネットやSNSを通じて行われるいじめに対する対策の推進

全教職員が危機意識をもち、自らがその研修に励むと共に、家庭や地域にも協力を得られるように、コミュニティ・スクールやPTA活動と連携させながら警察、専門家等の研修を取り入れ、情報モラル教育を全教育活動で取り組んでいく。

(6) 「梅林中人権三箇条」を軸とした生徒会活動・学級活動の充実

「自分たちの問題を自分たちで見つけ、自分たちで取り上げ、自分たちで解決していく自治的な活動を通して自治力を養う」

「梅林中人権三箇条」

- 一 確かな自分の意志をもとう
- 二 温言温動をたくさんしよう
- 三 仲間のよさを自分につなげよう

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- 日々の志ノート（生活記録）を通して、SOSカードの書き方指導やSOSボックスの設置
- 互いに仲間の変容に気付けるよう温言温動の位置付け
- 情報提供アンケート（自分・仲間のアンケート）の実施

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- 「記名式」「無記名式」のアンケートを併用した各種アンケート調査をより安心感の中で自己見つけができるよう、家庭に持ち帰る方法（自宅での記入、保護者配信メール等での周知）で実施
- 志ノート（生活記録）や生徒の行動観察からいじめが疑われる事案を早期に発見できるように、毎週の学年打合せ会議や主任会の位置付け

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- いじめ対策監による見守り（校内巡視）、情報を得た職員は即学年主任へ連絡し、学年主任は校長・教頭・生徒指導（B担）・いじめ対策監へ連絡する

(4) 教育相談の充実

- スクールカウンセラーやほほえみ相談員等を有効に活用し、あらゆる機会を捉えた教育相談や、問題が発生しそうな生徒に働きかける予防的教育相談の実施

(5) 教職員の研修の充実

- 4月の職員研修にて、学校いじめ基本方針の理解および組織的対応の徹底を図る。
- 打合せや夏季休業日において、事例研修（解消事案をもとにしたケース会、進行形の事案によるケース会）、定期的な事案交流を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- 保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼
(学校運営協議会、PTA役員会、青少年育成市民会議等)
- 事案発生時に被害及び情報提供生徒の保護者へ確実に情報提供(いじめの疑い段階での確実な連絡)加害生徒の保護者については事実確認後に丁寧に伝え、保護者の協力を得られるように努める。
- 管理職による情報提供の履行の見届け、いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくりを進める。
(被害者側への寄り添い、いじめの認知)

(7) 関係機関との連携

- 関係機関との情報共有や指導の際の連携
(警察、子ども相談所、エールぎふ、スクールロイヤー)、各種相談窓口の紹介

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

<学校いじめ防止等対策推進委員>

学校職員：校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、ほほえみ相談員 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議委員、主任児童委員、スクールカウンセラー等

<役割の役割・・・条例第18条>

推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害生徒・情報提供生徒及びその保護者の支援並びに加害生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

岐阜市いじめ防止対策推進条例 第18条2

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

梅林中学校いじめ防止プログラム

月	取 組 内 容 毎月3日は「いじめを見逃さない日」とする	備 考
4	<ul style="list-style-type: none"> ■職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ■入学式等での「学校いじめ防止基本方針」説明 ■教師による「スマイルタイム（よいこと見つけ）」（生徒への視点の提示） ■学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 <ul style="list-style-type: none"> ※「校内いじめ防止等対策推進会議（主任会等）」は4月当初から随時実施 ※「学校いじめ防止等対策推進会議」は、定例学校運営協議会と併せて実施するとともに、重大事案が起こったときには独自で行う。 	「方針」の 確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ■PTA総会で「方針」説明 ■「自分・仲間の心のアンケート①」（記名式）の実施、教育相談の実施 ■第1回学校運営協議会で「方針」説明 ■第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ■生徒会、生徒主体による「スマイルタイム」 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回アセス調査の実施と結果の分析を受け教育相談 ■「いじめ防止強化週間（6/28～7/3）」の実施 （いじめ未然防止のための全校集会に向けての生徒会活動での取組） 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ■「いじめについて考える集会」（全体→学級） ■第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ■「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ■アセス調査の実施と結果の分析を受け、教育相談の実施 	第1回県 いじめ調査
8	<ul style="list-style-type: none"> ■職員研修会（ピアサポート研修及び事例研） ■「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（評価のまとめ） 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ■生活アンケート（夏休み明け）の実施（記名式） ■いじめ未然防止のための全校集会及び生徒会活動での取組 ■学校だより等による取組の見直し等の公表 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」実施（第1回県いじめ調査校内調査報告） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回アセス調査の実施と結果の分析を受け教育相談 ■「自分・仲間の心のアンケート②」（記名式）の実施、教育相談の実施 ■「ひびきあいの日」（生徒主体のいじめ防止対策の取組） 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ■教育相談の実施 ■第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ■「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 	第2回県 いじめ調査
1	<ul style="list-style-type: none"> ■生活アンケート（冬休み明け）の実施（記名式） ■職員会（第2回県いじめ調査の校内調査報告） ■学校職員による次年度の取組計画作成 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ■教育相談の実施 ■生徒会の取組のまとめ ■第2回学校運営協議会（第2回県いじめ調査の校内調査報告） ■第3回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ■第3回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ■学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県 (国)いじめ 調査

6 いじめ問題発生時の対応

(いじめに対する措置) (法第23条に基づく)

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- 「校内いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長、教頭等の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- いじめの兆候を把握したら、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちにいじめを受けている側やいじめをしている側、傍観者から情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- いじめに関する事実が認められた場合は、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- 保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- いじめを受けた生徒や情報提供生徒に対しては、3カ月は毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中期的、長期的な取組を行う。
- いじめた側の児童生徒に対しても、保護者と連携し児童生徒の様子を見守り、本人や周囲、保護者への確認をするなど、事後の対応を中期的、長期的に行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

(法：第28条・条例 第20条に基づく)

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- 市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして、市教育委員会へ報告して調査を行う。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

4つのキーワード

- [I] ダブルチェック (複数の目で情報共有)
- [II] フィードバック (報告・指示の確認)
- [III] 保護者への連絡 (学校と保護者間の情報共有)
- [IV] 解決に向けた経過観察 (見守り)

7 学校評価における留意事項

・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の三点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめ未然防止の取組に関する事
- ②いじめの早期発見の取組に関する事
- ③いじめの再発を防止するための取組に関する事

8 個人情報の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書(メモ・ファイル・共有メモ)等やアンケートを受けての二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。(卒業後)

○指導記録について

・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。(いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議等)

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。